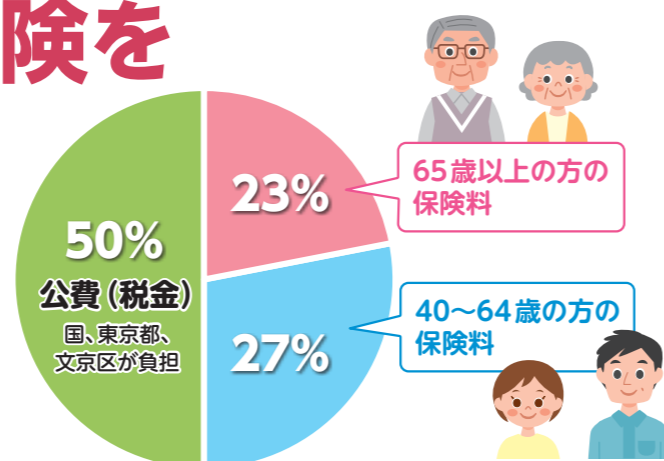


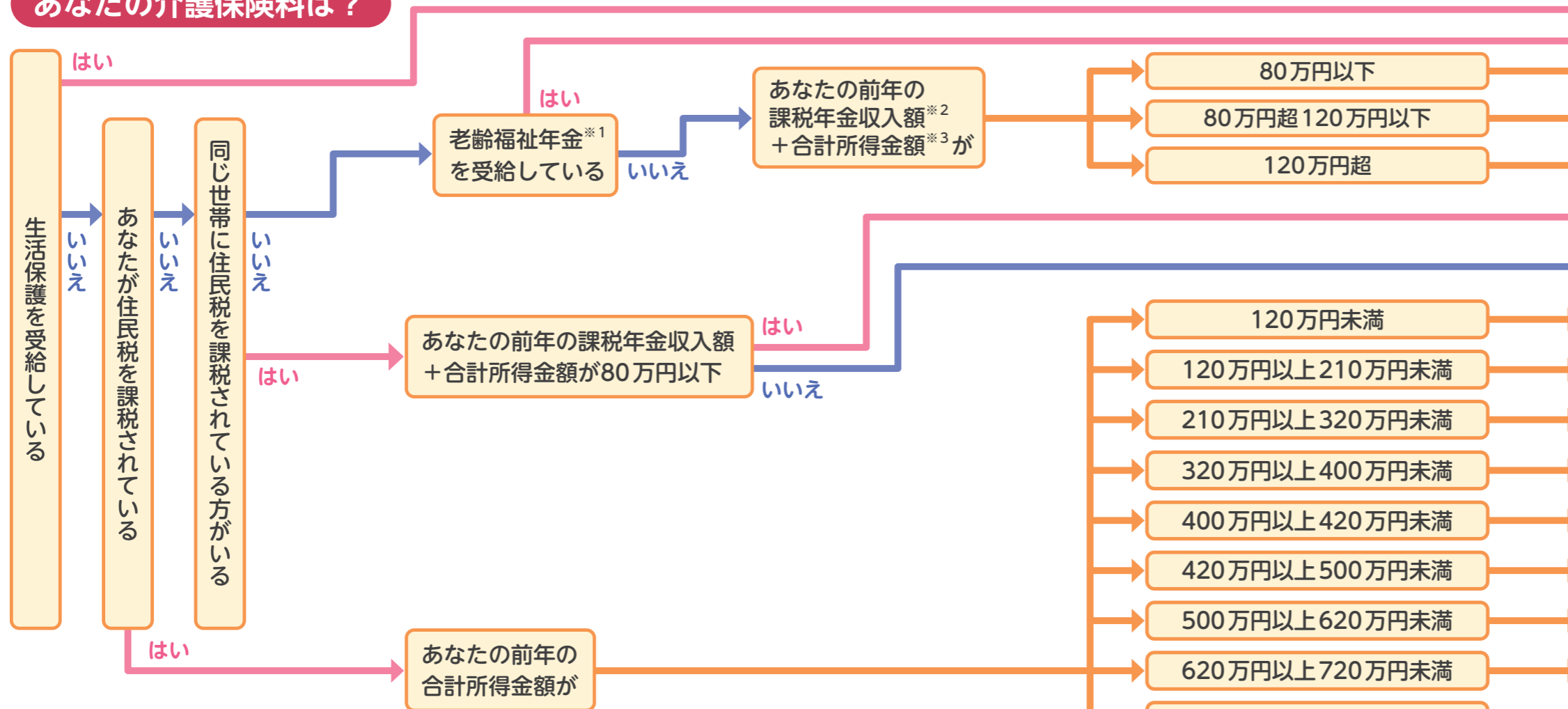
社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。



介護保険の財源の内訳(令和6~8年度)(このほかに利用者負担分があります)

あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方等を対象として支給される年金です。
 ※2 課税年金収入額には、遺族年金や障害年金は含まれません。
 ※3 合計所得金額 各所得金額の繰越損失前の合計で、分離(長期・短期)譲渡所得がある方の場合、特別控除額差引後の金額です。第1~5所得段階においては、年金収入に係る雑所得を控除した金額であり、合計所得金額に給与所得が含まれる場合には、当該給与所得から最大10万円を控除して算定します。
 ※4 月額保険料は、年額保険料を12で割り、目安として表示しています。

介護給付費準備基金の保険料への繰入れにより、保険料の上昇が抑えられています。

40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

国民健康保険や健康保険など、その方が加入している医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療分保険料とあわせて納めます。保険者が徴収した保険料は、支払基金(社会保険診療報酬支払基金)に全国分が一括して集められ、そこから各市区町村に交付されています。

65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決められます。

$$\text{基準額の決め方} = \frac{\text{文京区に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%}}{\text{文京区に住む65歳以上の方の人数}}$$

= 文京区の令和6~8年度の介護保険料の基準額 **73,300円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、20段階に分かれます。

所得段階	保険料(月額) ^{※4}	調整率
第1段階	20,900円 (1,700円)	0.285
第2段階	31,600円 (2,600円)	0.43
第3段階	50,300円 (4,100円)	0.685
第4段階	62,400円 (5,200円)	0.85
第5段階(基準額)	73,300円 (6,100円)	1.00
第6段階	84,300円 (7,000円)	1.15
第7段階	91,700円 (7,600円)	1.25
第8段階	102,700円 (8,500円)	1.40
第9段階	124,700円 (10,300円)	1.70
第10段階	132,000円 (11,000円)	1.80
第11段階	139,300円 (11,600円)	1.90
第12段階	154,000円 (12,800円)	2.10
第13段階	168,600円 (14,000円)	2.30
第14段階	176,000円 (14,600円)	2.40
第15段階	187,000円 (15,500円)	2.55
第16段階	209,000円 (17,400円)	2.85
第17段階	227,300円 (18,900円)	3.10
第18段階	241,900円 (20,100円)	3.30
第19段階	263,900円 (21,900円)	3.60
第20段階	285,900円 (23,800円)	3.90

介護保険料の決め方・納め方

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は、受給している年金^{*}の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

^{*}受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金のいずれかです。

普通徴収

年金が年額 **18万円未満**の方

→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限までに納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。



納付書で納めるのが難しい方は、**口座振替**が便利です。

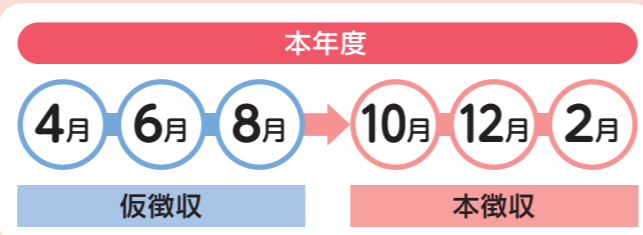
特別徴収

年金が年額 **18万円以上**の方

→ 年金から差し引かれます

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて差し引かれます。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



! こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 介護保険料が減額になった
- 他の市区町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった など



介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置が取られます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請により後から保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額が介護保険料に充てられる**ことがあります。

2年以上滞納すると

滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなり**ます。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、**減免や猶予が受けられる**場合があります。

● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは、加入している医療保険にお問い合わせください。

	決め方	納め方
<p>国民健康保険に加入している方</p>	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
<p>職場の健康保険に加入している方</p>	加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。